

## 島根県第三者承継・統合型支援補助金実施要領

### (通 則)

第1条 島根県第三者承継・統合型支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく、島根県第三者承継・統合型支援補助金（以下「補助金」という。）の円滑かつ適正な運用にあっては、この要領に定めるところによる。

### (事業の対象経費等)

第2条 事業の補助対象経費については別表1のとおりとする。

### (事業の申請)

第3条 事業を実施しようとする事業者は、事業計画申請書（様式第1号）に関係書類を添え、県が別に定める期日までに、知事へ申請しなければならない。

第4条 事業を実施しようとする事業者が、浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡に住所又は主たる事業所若しくは工場を有する場合は西部県民センター商工観光部に提出することとし、それ以外の事業者の場合は商工労働部中小企業課へ提出することとする。

### (事業者の選定)

第5条 県は、第3条により提出された申請について、必要に応じて別に定める審査要領に基づき審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、補助対象とする事業者を選定する。

2 事業者を選定する審査は別表2の審査基準を総合的に勘案して行うものとする。

3 事業者の選定に当たっては、審査委員会の意見を受け、採択の条件を付し、又は申請金額より減額して採択することができるものとする。

### (選定結果の通知)

第6条 県は、前条の選定の結果について、申請事業者へ速やかに審査結果通知書（様式第2号）で通知するものとする。

### (計画変更の承認等)

第7条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ要綱による手続きを行い、県の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の間における流用のうち、いずれかの補助対象経費の額の10パーセントを超える増減に係るもの。

(2) 事業目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(効果報告)

第8条 事業者は、補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後60日以内に実施効果報告書（様式第3号）を知事へ報告するものとする。

附 則

1. この要領は令和3年4月21日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

補助対象経費

科 目	内 容 等
株式譲渡契約等における譲渡対価	・株式譲渡契約、事業譲渡契約のうち施設・設備費等固定資産にかかる譲渡対価。
外注費	・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）したときの外注先に支払われる経費（専門性が高く、自ら実行することが困難な業務に限る。）。

別表 2（第 5 条関係）

審査基準

審査基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被承継事業の地域経済における重要度</li> <li>・承継者の経営状況の分析の妥当性</li> <li>・補助事業の適切性</li> <li>・引継ぎ後の事業継続の実現性</li> </ul>